

参加表明書・コンサル提案説明書

松前町立松前病院経営改善支援コンサルティング業務委託に係る参加表明・コンサル提案提出に関する詳細は、次のとおりです。

1 業務の目的

人口・医療需要が減少する中、将来を見据えた病院経営の健全化を図りながら、地域の医療・福祉・介護に貢献するとともに、松前町の財政負担を軽減することで、新病院建設に向けた基盤づくりを図る。

2 業務内容

(1) 業務名

松前町立松前病院経営改善支援コンサルティング業務

(2) 業務内容

病院の経営・運営にとって「医療法」と「診療報酬・介護報酬」は両輪の役割を担うことを念頭に、以下の内容を実施すること。

ア 医療法、診療報酬・介護報酬を踏まえた経営改善項目の検討と提案

- ① 病院届出項目の把握と提案
- ② 届出可能項目の検討と提案
- ③ 急性期・回復期の機能と実績比較(類似病院との比較)と対応策の提案
- ④ 医療・介護連携の検討と提案
- ⑤ 在宅療養支援病院の検討と対応策の提案
- ⑥ 入退院支援の検討と対応策の提案
- ⑦ 病棟再編の検討と提案
- ⑧ 収益向上(外来・入院)に向けた対応策の提案
- ⑨ 令和6年度診療・介護報酬同時改定に向けた病院の対応策
- ⑩ コストマネジメントにおける対応策の提案

イ アで検討した項目についての経営改善金額(概算金額)の算定

3 求めるコンサル提案項目

提案項目：病院経営改善について

病院の将来を見据え、求める業務内容(2(2)参照)を実施していく上で重要と考えられる提案や対処方法(発想、解決方法、対応姿勢等)を具体的に提案すること。

(1) コンサル提案書

ア 提案書は様式5を使用し、2枚以内(フォントは10P以上)とすること。

イ 具体的でわかりやすい提案とすること。

(2) 病院の経営実績に関する資料

HPの関係資料(病院実績資料)以外については、公開されている資料を確認すること。

4 契約期間

契約締結日から令和7年(2025年)2月28日(金)まで

5 提出場所

〒049-1593 松前郡松前町字大磯174番地1
松前町立松前病院事務局

6 予算上限額

6,600千円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

7 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な要件と資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 松前町の入札参加有資格者(測量・建設コンサルタント等、業務委託)であること。
- (2) 単独法人又は法人以外の団体であること。
- (3) 2名以上の認定登録医業経営コンサルタントの資格者が在籍していること。
内、1名が今回の業務を専任で担当できること。
- (4) 地方自治体、公的病院において以下、いずれかの業務委託を受けていること。
ア 診療報酬又は介護報酬に関するコンサルタント業務(類似業務含む)
イ 病院の基本構想・基本計画業務を受諾し、診療報酬又は介護報酬に関する提案又はアドバイスをを行った実績があること。
- (5) 単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。
ア 日本国内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を除く。
イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除された者でないこと。
エ 松前町の競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、松前町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
カ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
キ 特定非営利活動法人の場合にあっては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

8 プロポーザル審査の考え方

参加表明を行い、選定された事業所から提出されたコンサル提案を公募型プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)で判断するコンサル競争を実施し、最も適切

と思われるコンサル提案を行なった事業者と見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

なお、審査において重視する項目は、以下のとおりである。

(1) コンサル提案者の妥当性

ア 診療報酬又は介護報酬に詳しく、病院経営改善支援コンサル業務を推進できる体制を有しているか。

イ 病院経営改善に関する実績やノウハウの蓄積はあるか。

(2) コンサル提案内容の妥当性と、支援を委託できる提案者であるか。

ア 提案内容が病院の経営に貢献し、業務の目的を実現できる提案者か。

イ 提案した項目について、改善金額(概算金額)が提示され、病院経営の健全化を図るために、貢献できる提案者か。

9 コンサル提案に係るヒアリング

(1) 提出されたコンサル提案書について、審査委員会においてヒアリングを実施する。

(2) ヒアリングの日時及び場所等は別途通知する。なお、ヒアリングに参加しなかった場合は提出されたコンサル提案書は無効とする。

(3) ヒアリングで使用する資料は、提出されたコンサル提案書のみで行うこととし、追加資料の使用は認めない。

10 手続き等

(1) 担当部門

松前町立松前病院事務局

〒049-1593 松前郡松前町字大磯174番地1

電話番号 0139-42-2515

(2) 参加表明書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出書類 ① 様式1 参加表明書

この様式を標準として、A4版1枚で作成すること。

② 様式2 企業概要書

この様式を標準としてA4版で、技術者数を資格ごとに記載すること。

③ 様式3 業務実績・コンサルタント実績

7 参加資格要件(4)にもとづき、業務実績、コンサルタント実績を記載すること。実績については、コンサルタント業務3件、基本構想・基本計画業務は5件までとする。

(注) 認定登録医業経営コンサルタント資格証明書の写し、業務実績契約書の写しを提出すること。

ウ 提出場所 (1)に同じ

エ 提出期限 令和6年(2024年)1月12日(金) 午後5時(必着)

オ 提出方法 持参(土曜日及び日曜日・祝祭日等を除く午前8時30分から午後5時まで。)又は郵送(簡易書留、書留のいずれかに限る。)

(3) コンサル提案書の提出

ア 提出部数 7部(コンサル提案書の表紙は1部のみとし、審査の公平性を期するため、他の6部については、不要とする)は左上をホッチキス止めして提出すること。

イ 提出書類 ① 様式4 コンサル提案書(表紙)

② 様式5 コンサル提案書

A4版2枚以内に、文字の大きさは10ポイント以上として、文章のみで表現して作成すること。

文書を補完するために、写真・イラスト・図表等を使用することは差し支えない。また、文字の大きさについては10ポイントにこだわらない。

ウ 提出場所 (1)に同じ

エ 提出期限 令和6年(2024年)2月9日(金) 午後5時(必着)

オ 提出方法 持参(土曜日及び日曜日・祝祭日等を除く午前8時30分から午後5時まで。)又は郵送(簡易書留、書留のいずれかに限る。)

11 見積の提出

審査委員会で選定されたコンサル提案事業者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

12 その他の留意事項

(1) 無効となる参加表明書又はコンサル提案書

参加表明書又はコンサル提案書が以下のいずれかに該当する場合は、無効となる。

ア 指定する提出部数、提出場所、提出期限又は提出方法に適合しないもの。

イ 作成要領で指定する作成様式及び記載の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 選定・非選の通知

提案事業者に対して病院は、選定・非選の結果を通知する。

(3) その他

ア コンサル提案の作成及び提出にかかる費用は、コンサル提案者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及びコンサル提案書は返却しない。

ウ 提出期限以降、参加表明書及びコンサル提案書の差し替え及び再提出は認めない。

エ 業務内容の詳細については、コンサル提案の内容を基本とし、病院と受託者が協議して決定する。

オ 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他権利の生じたときは、それらの権利を病院に移転しなければならない。

カ 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

- キ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及びコンサル提案の提出者としての通知を受けなかった場合は、コンサル提案書を提出することができない。
- ク 参加表明書を提出後、提出期限までにコンサル提案書の提出がない場合は、企画提案の意思がないものとする。
- ケ コンサル提案の作成のため病院から受領した資料等は、病院の了承なく公表・使用することはできない。
- コ 審査結果及び特定者名は、公表とする。